

役員報酬に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人つつみ会（以下、法人という）の定款第8条第1項の規定に基づき、法人の常勤役員（理事）に対する報酬の適正化を図ることを目的とする。

(役員報酬の適正化と決定)

第2条 当該年度の法人予算案の申請とは別途に、役員報酬予算案を理事会に諮り、前年度における法人会計の収支状況と勤務実態に即しているかを客観的に評価し理事会の承認を得て決定する。

附則

1 この細則は、平成23年9月1日より適用する。

(平成23年度第2回理事会において議決)

非常勤役員の費用弁償に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人つつみ会（以下、法人という）の定款第8条第2項の規定に基づき、法人の非常勤役員の会議出席謝金および原稿執筆謝金並びに理事長および理事長代行の執務金を定めることを目的とする。

(会議出席謝金)

第2条 法人が業務上の必要性から開催する会議に役員が出席した場合は、対価として謝金を支払うものとする。

2 謝金の単価は、2時間まで6,000円とする。以降は、1時間当たり2,000円の単価とする。また、1回の会議が5時間を超える場合は、5時間を上限とする。

(原稿執筆謝金)

第3条 役員が法人の運営及び活動に必要な原稿を執筆した場合は、対価として謝金を支払うものとする。

2 謝金の単価は、原稿の文字数を400字詰めに換算して、400字当たり1,500円とする。ただし、6,000円を上限とする。

(非常勤の理事長および理事長代行の執務金)

第4条 非常勤の理事長および理事長に指名された役員が、法人の運営および活動に必要な執務を遂行した場合は、対価として謝金を支払うものとする。

2 謝金の単価は、1回または1日当たり、一律7,000円とする。ただし、本細則の第2条第2項と重複しては支払わないものとする。

(退職慰労金)

第5条 1期以上の任期を務めた非常勤役員が退任する場合は退任慰労金を支給する。

2 慰労金の金額は1期を1万円とし、それ以降は1期当たり1万円を加算する。ただし、退任事由によって理事長が慰労金の支給をしないと判断した場合には支給しない。

附則

1 この細則は平成23年9月1日より適用する。

(平成23年度第2回理事会において議決)